

日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者の資金繰り支援（延長後の制度概要）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを強力に支援するため、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の低利・無担保融資を令和6年3月末（現行：令和5年9月末）まで継続。

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付

① 貸付対象者：以下のいずれかに該当する生活衛生関係営業者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期比5%以上減少している又はこれと同様の状況にある者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、債務負担が重くなっている者（※）

※ 最近の決算期等において、債務償還年数（次式で計算）が13年以上となる者

$(\text{短期借入金} + \text{長期借入金} + \text{社債} + \text{延払手形} + \text{リース手形} \cdot \text{未払}) \div (\text{減価償却後経常利益} \times 1/2 + \text{減価償却費})$

② 貸付限度額：別枠8,000万円

③ 貸付利率：基準利率。ただし、当初3年間は6,000万円を上限に基準利率-0.5%（現行：-0.9%）、4年目以降は基準利率 ※ 基準利率（災害貸付）1.09%（令和5年8月1日現在、貸付期間5年の場合）

④ 既往債務：新規貸付との合計6,000万円の範囲内で、当初3年間は基準利率-0.5%（現行：-0.9%）、4年目以降は基準利率

⑤ 貸付期間：20年以内（設備資金、運転資金）

⑥ 据置期間：5年以内（設備資金、運転資金）

⑦ 担保：無担保